

所定疾患施設療養費算定状況について

介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者様の状態
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹
 - ・蜂窩織炎
2. 上記で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に算定する。また、1回に連続する10日を限度として、月1回に限り算定。
3. 診断名・診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載。
4. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告する。

令和7年度所定疾患施設療養費算定状況

診断名/年月		令和7年									令和8年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	2		2		1	1	4		4	1		
	日数	14		9		5	5	23		23	6		
尿路感染症	人数	6	4	2	4	6	6	1	2		1	3	2
	日数	32	22	11	18	37	40	7	11		5	17	10
带状疱疹	人数									1			
	日数									10			
蜂窩織炎	人数		1	2	1	1			1	1		1	
	日数		5	14	7	8			5	7		5	